

# 「学校安心ルール」 大阪市立北稜中学校 R8年度

## ＜基本的な考え方＞

- 学校安心ルールは、あらかじめルールを明示することにより、子どもたちがしてはいけないことを自覚したうえで、自らを律することができるよう促すことを目的として作成したものです。
- 子どもたちには日頃より、基本的な約束に示されたことがらを心がけることを伝え、ひとりひとりがルールを守ることの大切さや相手のことを考えることができる、「より良い社会（学校）」をめざしています。
- 第1～3段階の基本となるものは、『体罰・暴力行為を許さない開かれた学校づくりのために』の「児童生徒の問題行動への対応に関する指針」によるものです。

対応 段階	学習の時に	他の子に対して	先生に対して	その他のルールとして	学校等が行うことができる対応
<b>基本的な約束</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・嘘をつかない</li> <li>・ルールを守る</li> <li>・人に親切にする</li> <li>・勉強する</li> <li>・常に相手の立場に立って考える</li> </ul>				
<b>第1段階</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業時間におくれる</li> <li>・授業態度が悪い（居眠り、私語など）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふざけて人が嫌がる発言をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導を素直に聞かない</li> <li>・指導を無視する</li> <li>・からかう、ひやかす</li> <li>・話を聞く態度が悪い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・物を大切にしない</li> <li>・自分の机等に落書きする</li> <li>・学校の物をかってに使う</li> <li>・委員や係の仕事をしない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で注意</li> <li>・必要に応じて家庭連絡</li> <li>・個別指導</li> <li>・自己を振り返る活動</li> </ul>
<b>第2段階</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業のじゃまをする（私語、手紙のやり取りなど）</li> <li>・授業に関係のない話をする</li> <li>・授業をさぼり校内でたむろする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ふざけて相手が嫌がる行為をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導に対して反抗する</li> <li>・挑発的な態度をとる</li> <li>・バカにしたようなことを言う</li> <li>・第1段階の行為や言動を繰り返す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校の物をこわす</li> <li>・夜中に出歩き徘徊する</li> <li>・カードやゲーム等で賭けごとをする</li> <li>・金品の貸し借り</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・その場で注意</li> <li>・家庭連絡</li> <li>・複数の教職員による個別指導</li> <li>・数日間の自己を振り返る活動</li> </ul>
<b>第3段階</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業中、故意に妨害をする</li> <li>・テストのじゃまやカンニングを繰り返す</li> <li>・学校をさぼり校外にたむろする</li> <li>・携帯電話やゲーム機などの使用</li> <li>・授業中の飲食</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめにつながる行為（無視、仲間外れ、悪口、陰口など）</li> <li>・暴力行為</li> <li>・性的発言、差別発言</li> <li>・器物の損壊</li> <li>・SNSを通じたなりすまし、個人情報無断掲載、誹謗中傷</li> <li>・その他、他人の生命、心身、財産等に重大な被害を及ぼすような言動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導に対して激しく反抗する</li> <li>・こわがるようなことをしたり言ったりする</li> <li>・押す、突き飛ばす、ぶつかるなどの暴力をふるう</li> <li>・第2段階の行為や言動を繰り返す</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校エスケープ</li> <li>・無断外泊</li> <li>・他校への訪問</li> <li>・万引き、窃盗、無免許運転、飲酒、喫煙などの違法行為</li> <li>・暴力や暴言</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭連絡</li> <li>・一定期間の別室における個別指導及び学習指導</li> <li>・関係諸機関（教育委員会・警察・子ども相談センター）と連携した指導</li> <li>・状況によっては個別指導教室を活用した指導</li> </ul>
第3段階よりも重いと思われる事象や違法行為については、学校は教育委員会事務局の担当指導主事や警察・子供相談センターなどの関係諸機関と連携し、対応について協議する。					